

Governance

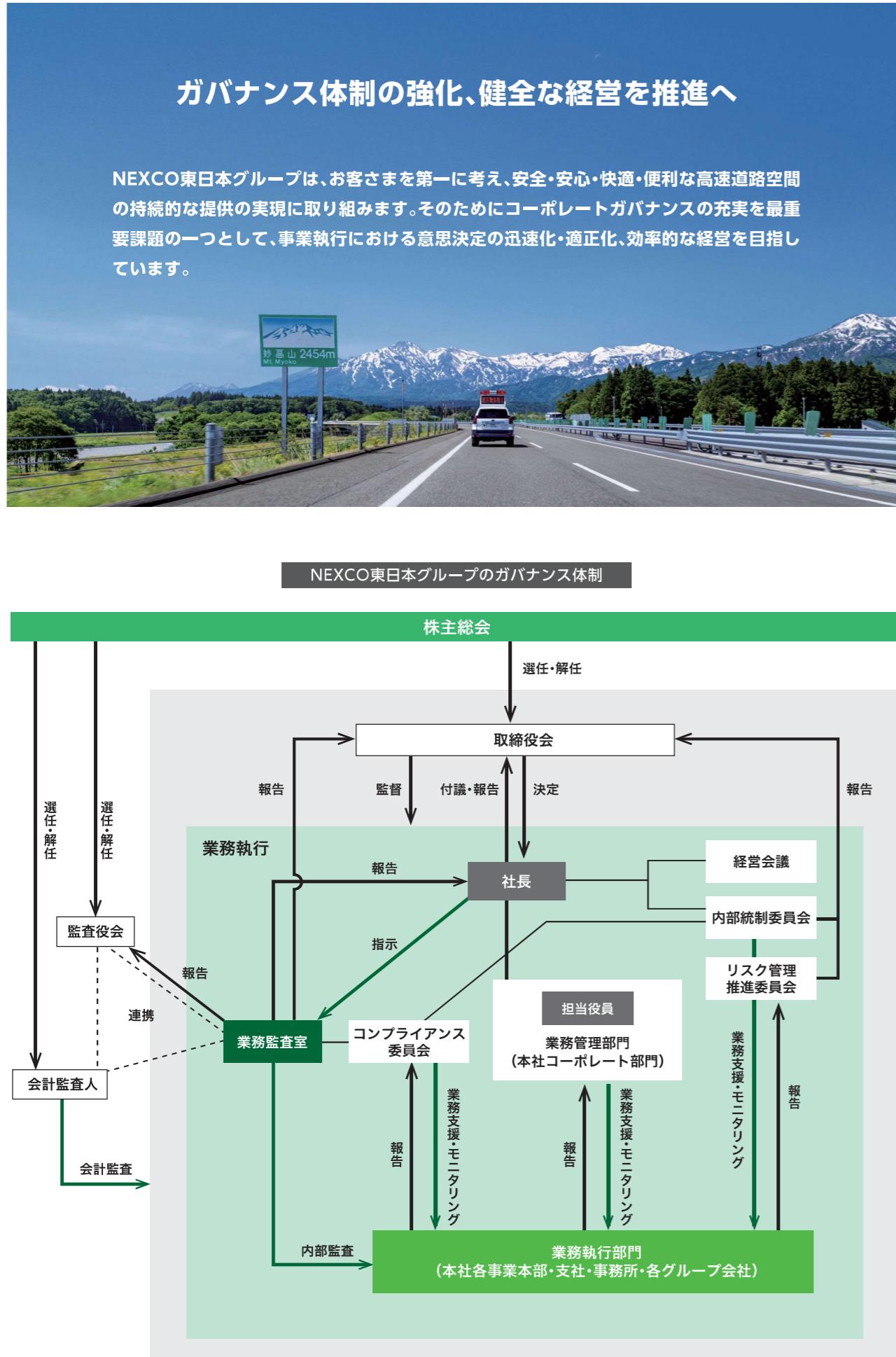
01

健全性・透明性を保ち インテグリティある企業へ

信頼される企業であるための取組み

ガバナンス体制の強化、健全な経営を推進へ

コンプライアンス経営で適正な事業執行



【各会の機能】

各会名	役割・業務	2023年度開催回数
取締役会 取締役8名 (うち社外取締役2名)	経営の方針、法令で定められた事項やNEXCO東日本グループ全体に係る重要な事項の意思決定を行います。 具体的には、中期経営計画・年度実行計画等に関する達成状況や見通し、重要プロジェクトの進捗状況や課題、料金収入、交通量、SA・PA事業の実績、財務に関する事項のような経営に関する重要な事項の審議を行うとともに、内部統制に関する事項の報告を受けるなどにより、経営の監督機能を確保しています。	14回
経営会議 社長・各本部長6名 (計7名)	取締役会における審議をより適切かつ効率的に行うことおよび経営上重要な事項について十分な議論を尽くすことを目的として設置しています。	23回
内部統制委員会 社長・各本部長6名・ 関係部長4名 (計11名)	内部統制システムの基本方針やその運用に関して必要な審議を行い、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制の構築などを整備し、コーポレートガバナンスの充実と適正かつ効率的な事業環境を確保しています。	1回
コンプライアンス委員会 社外有識者3名・ 各本部長6名 (計9名)	NEXCO東日本グループとして、コンプライアンスに適合した行動を実践するため、社外の有識者を含む委員会を設置し、コンプライアンス推進活動に関する事項を審議および検討し、経営理念・経営ビジョンに適合した行動ができる場を確保しています。	2回
リスク管理推進委員会 各本部長6名・ 関係部長5名 (計11名)	関係部署が複数にまたがる横断的な事項を中心に、経営に与える影響の大きい最重要リスクを特定し、これらの項目のモニタリングやPDCAサイクルに則ったリスクマネジメントの実施について審議と助言を行っています。	2回
監査役会 監査役4名 (社内常勤監査役1名・ 社外監査役3名(うち非常勤1名))	監査役の監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っています。	15回
会計監査	EY新日本有限責任監査法人に依頼しており、同監査法人が会社法および金融商品取引法に基づく監査を実施し、会計処理の適正化に努めています。この会計監査に関する報告は、監査役会に提出され、監査役の報告書にこれも含まれます。	
内部監査	健全な経営による事業推進を確保するために、NEXCO東日本グループ全体の事業活動の有効性と効率性、会計報告の信頼性、関連する法令等の順守を検討・評価しています。 主に経営の視点(会社の経営が適正な制度のもとに効率的に遂行されているのか等)と内部統制の視点(会社の会計その他の業務の運営が法令および諸規程に従い、適正に行われているのか等)による監査を行っています。	

【監査機能】



グループ推進体制と開かれた窓口

コンプライアンス推進責任者を職場やグループ会社ごとに配置しています。それぞれが主体的に活動し、その状況を定期的に情報共有しており、意見交換を行いながら、その後の活動の推進へ活かしています。また、通報・相談窓口を会社ごとに設置して、課題の早期発見・解決を図っています。

「コンプライアンスへの取組み」の詳細はこちら <https://www.e-nexco.co.jp/company/governance/compliance/>



一人ひとりの意識向上から

全社員が「NEXCO東日本グループ倫理行動規範」を携行し、企業の行動原則を常に意識し行動しています。特に、自分の取るべき行動に迷いが生じたときの判断基準を明確に示し、高い企業倫理と社会良識ある行動を実践しています。

【迷ったときの4つの判断基準】

自分の取るべき行動について迷ったときは、次の基準に照らして判断します。

1. 法令、ルールに違反していないか。
2. NEXCO東日本グループの信頼・ブランドを損なわないか。
3. 充分な情報に基づき、相当の注意を払った上で判断か。
4. 家族に、友人に、胸を張って説明できるか。

NEXCO 東日本
NEXCO東日本グループ
倫理行動規範

私たち、倫理行動規範に従って行動します。

東日本高速道路株式会社
NEXCO東日本グループ

会社名)
氏名)

【迷ったときの4つの判断基準】

自分の取るべき行動について迷ったときは、次の基準に照らして判断します。

- ①法令、ルールに違反していないか。
- ②NEXCO東日本グループの信頼・ブランドを損なわないか。
- ③充分な情報に基づき、相当の注意を払った上で判断か。
- ④家族に、友人に、胸を張って説明できるか。

「NEXCO東日本グループ倫理行動規範」の詳細はこちら <https://www.e-nexco.co.jp/company/governance/standard/>



反社会的勢力などへの対応

反社会的勢力および団体などには、各警察本部や暴力追放運動推進センターなどと連携した「不当要求防止連絡協議会」を支社ごとに設置し、関係機関との協力体制を築き、毅然とした対応を行っています。

NEXCO東日本グループ一体での情報セキュリティ確保

サイバー攻撃は高度化・巧妙化し、情報セキュリティへの脅威は常に変化しています。事業活動の中で取り扱う情報をこうした脅威から守るため、NEXCO東日本グループ一体となった人的、物理的、技術的セキュリティ対策を講じています。各種対策の状況は自ら点検するだけでなく、情報システムの脆弱性やサイバー攻撃への耐性を第三者により検査するなど、情報セキュリティ対策を継続的に改善することで対策水準を維持し、情報セキュリティの確保に努めています。

公正性・透明性・競争性を確保した調達の実施

法令順守のもと、適正な調達を確保するための倫理教育に取り組み、契約制限価格などの調達手続きに関する情報管理の徹底に努めています。また、調達手続きおよび結果の情報公開や電子入札・電子契約・電子保証などでDXを推進し、入札を希望する皆さまへ「見える調達」を実践しています。

<p>適正な調達に関する取組み</p>	<p>(1) 調達にかかる営業活動自粛を入札参加希望者へ要請、社員にも前者と接触しない倫理教育を実施 (2) 契約制限価格や発注予定などの未公表・非公開情報について、情報セキュリティ対策を実施し、情報漏洩の防止を徹底</p>
<p>公正性・透明性・競争性を確保した調達制度の構築と実施</p>	<p>(1) 競争契約の方法は、一般競争入札を原則とし、多様な入札契約方式から事業・工事の特性などを考慮し適切な方式を選択することで、品質と価格に優れた調達を実現 (2) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、工事などの調達情報や主要工事の平均落札率を公表 (3) テレワークなど多様な働き方に応対するため、電子入札・電子契約などDXを推進し、入札参加希望者の負担を軽減</p>
<p>入札監視機能強化のための取組み</p>	<p>(1) 入札監視委員会を支社ごとに設置し、入札・契約手続き等に関して外部有識者による審議を実施 (2) 入札監視統一事務局を設置し、入札・契約手続きに関するデータを一元管理して分析を実施し、手続きの適正化に努めるとともに、審査状況を入札監視委員会に報告</p>

「入札契約制度及び各種取組みについて」の詳細はこちら <https://www.e-nexco.co.jp/bids/capacity/>



「平均落札率・工事契約統計情報」の詳細はこちら <https://www.e-nexco.co.jp/bids/average/>

